公　示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和　3　年　1　月　27　日

徳島県公安委員会委員長　森　秀司

1　申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称及び所在地	法人の場合は代表者の氏名	型式の概要				検定番号
		遊技機の種類		型式名	製造業者名	
株式会社 ビスティ 東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号	大塚敏光	規則第6条第2号	回胴式遊技機	Ｓアイドルマスター Ｇ	株式会社ビスティ	14991
株式会社 スパイキー 東京都渋谷区南平台町16番11号	栢森秀行	規則第6条第2号	回胴式遊技機	Ｓ絶対衝激Ⅲ ＳＳ	株式会社スパイキー	14992
株式会社 高尾 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	内ヶ島隆寛	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	ＰＤＤ北斗の拳２Ｓ５Ｄ	株式会社高尾	14993
豊丸産業株式会社 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	永野光容	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	Ｐバーストエンジェル３Ｌ２Ｗ１９９	豊丸産業株式会社	14994
山佐株式会社 岡山県新見市高尾362番地の1	佐野慎一	規則第6条第2号	回胴式遊技機	Ｓニューパルサー ＳＰ３ＣＣ	山佐株式会社	14995
株式会社 サンセイアールアンドディ 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号	梅村尚孝	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	Ｐ笑ゥせぇるすまん 最後の忠告ＭＰＹ２	株式会社サンセイアールアンドディ	14996

2　検定の有効期間
公示の日から3年間。